

鈴鹿市スポーツ協会スポーツの魅力を広げよう事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「スポーツの魅力を広げよう」として、各競技における魅力を鈴鹿市内の小中学生に伝えることにより競技人口の増加と競技力向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 交付対象は、市内の小中学校に在籍するものを対象とする講習会及び競技会等で、特定非営利活動法人鈴鹿市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟する競技団体等が主催するものとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は1団体につき10万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 競技団体の代表者は、スポーツの魅力を広げよう交付申請書（様式1号様式）に次の書類を添付して、事務局が指定した日までに、本会代表理事に提出しなければならない。

- (1) 講習会及び競技会等の予算書。（形式は各競技団体のものを使用する）
- (2) 講習会及び競技会等の要項。

(事業の決定)

第5条 本会代表理事は、申請書を受理したときは、プロジェクト委員会に諮って対象事業を決定し、申請団体に通知する。

(事業終了後の報告)

第6条 競技団体の代表者は、事業終了後速やかに、スポーツの魅力を広げよう事業報告書（様式2号様式）に次の書類を添付して、本会代表理事に提出しなければならない。

- (1) 講習会及び競技会等の決算書。（形式は各競技団体のものを使用する）
- ※事業が中止となった場合または交付金が残った場合は、返金するものとする。

(事業期間)

第6条 事業の実施期間は、事業決定後から当該年度末とする。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。